

# 甲州市立公園及び甲州市中央防災広場における 感染拡大予防ガイドライン

令和 3 年 5 月 1 日施行

令和 4 年 3 月 9 日改正

甲州市 都市整備課

## 1 ガイドラインの目的

甲州市が設置し管理を行っている甲州市立公園及び甲州中央防災広場(以下「公園等」という。)において、国が示した基本的対処方針に基づく留意事項及び山梨県が定める施設におけるイベント等の開催の目安を踏まえた新型コロナウイルス感染症への予防対策を講ずることにより、公園等の利用者の安全・安心の確保を目的とする。

## 2 対象施設

本ガイドラインの対象となる施設は、甲州市立公園設置及び管理条例(平成 17 年甲州市条例第 133 号)別表第 1 に掲げる市立公園(歴史公園「甘草屋敷」及び勝沼中央公園のうち勝沼中央公園運動場部分を除く。)及び甲州中央防災広場とする。

## 3 ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、甲州市立公園設置及び管理条例第 6 条又は甲州市中央防災広場設置及び管理条例(平成 27 年甲州市条例第 26 号)第 4 条の規定により、市長の許可を得て公園等を利用するものについて適用する。

なお、市長の許可を得る必要のない個人での公園等の利用については、本ガイドラインは適用せず、5 - アの利用当日の対策に準じた対策をとるよう働きかけるものとする。

## 4 予防対策の実施期間

本ガイドラインによる感染症予防対策の実施期間は、令和 3 年 5 月 1 日から当面の間とする。ただし、次の場合は本ガイドラインによらず公園等の利用を制限することができるものとする。

- (1) 山梨県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令された場合
- (2) その他、市長が利用を制限すべきと判断した場合

## 5 基本的な対策

感染のリスクを最小限にするために、許可を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる対策を講じなければならない。

## ア 基本的予防対策

### ○利用前対策

- ① 利用前に、感染予防対策の実施を利用者(利用許可を得て行う行為に参加する者をいう。以下同じ。)に対して周知をすること。
- ② 利用日の7日以内に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令された地域に所在または居住している者の利用を制限すること。
- ③ 利用許可後に市が利用制限した場合を想定して、別の対応を講じておくこと。

### ○利用当日の対策

- ④ 発熱のある者(平常時より1度以上高い場合)、体調不良の者の利用制限をすること。  
※7日以内に新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者になった者の利用を制限すること。
- ⑤ 利用前後の手指消毒及び共用スペース利用前後の手指消毒の徹底をすること。
- ⑥ 利用者のマスク着用(不織布マスクが望ましい)の徹底をすること。
- ⑦ 咳エチケットを徹底し、会話等の対面、近距離、大声の発生を控えること。
- ⑧ 対人距離(原則2m。少なくとも1m以上)を確保すること。
- ⑨ 集団による長時間(2時間以上)の利用及び飲食を伴う場合は、事前に市と協議を行うこと。
- ⑩ 密集、密接しないような行動管理のための人員配置等の対策をすること。
- ⑪ 公園・広場内の清掃及び廃棄物を持ち帰ること。
- ⑫ 共用スペース(トイレ・ベンチ・手すり等)は利用前後及び定期的に清掃をすること。
- ⑬ 利用申請とあわせて「甲州市立公園及び甲州市中央防災広場感染拡大予防チェックシート」(別紙1)の提出をすること。
- ⑭ 利用について、市から指導があった場合は速やかに改善を行うこと。

## イ イベント開催時の予防対策

許可を得てイベントを開催するに当たっては、アの「基本的予防対策」に加え、次の予防対策を行うこと。

### 【人的対策】

- ① 運営関係者(主催者及び主催関係者)の名簿を作成し、「事業計画書」(別紙2)に添付し、提出をすること。名簿については、保健所等において感染拡大防止のための調査等がある場合には、情報提供する場合があることを、参加者に周知しておくこと。
- ② 5,000人以上のイベントについては、事前に市と十分な打ち合わせを行い、県の確認を得るなど必要な手続きを行うこと。
- ③ イベント周知の際に、アの「基本的予防対策」の①から⑭と、イの「イベント開催時の予防対策」について十分な周知をすること。

- ④ 行動管理(密集を避ける対策の実施と参加者への呼びかけ)を行うための人員配置(目安は参加者 100 人に対して 1 名以上の配置)をすること。
- ⑤ 参加者に向けて、厚生労働省が提供する「接触確認アプリ(COCOA)」、県が提供する「山梨県 LINE コロナお知らせシステム」等の活用を促す掲示を、入口や会場内にすること。
- ⑥ 参加者が特定できる場合は連絡先を把握し、保健所等により求められた場合は提出をすること。  
※個人情報保護に関する最大限の配慮を行い、イベント終了日から 1 年間保管すること。
- ⑦ イベント終了後 2 週間以内に、感染者がイベントに参加していたことが判明した場合は、速やかに市へ報告すること。

## 【物理的対策】

- ① 各拠点(以下「ブース」という。)及び必要箇所への消毒液の設置、手洗い場所への石鹸等の設置をすること。
- ② 物品授受及び金銭授受等がある場合は、ビニールシートやフェイスシールド等による飛沫拡散防止対策を実施すること。
- ③ ブース等を設置する場合は、間隔を 1m 以上確保すること。  
※間隔を 1m 以上確保することができない場合は、飛沫感染防止対策(ビニールシート設置等)を行うこと。
- ④ 受付や各ブースなどの待ち行列が発生しそうな場所に、間隔の確保(足型設置等)をすること。
- ⑤ 客席等を設置する場合は、ステージまたは舞台的なエリアから 2m 以上離れた場所に客席を設置し、飛沫拡散防止対策を実施すること。またその舞台上の人的感染防止対策についても徹底すること。
- ⑥ 会場内は禁煙とし、人の滞留を防ぐこと。
- ⑦ イベント中は、拡声器等による会場内の感染防止対策の呼びかけをすること。
- ⑧ 開催時間の短縮、分散化を図ること。
- ⑨ 運営関係者の休憩時間中の飲食についても、感染防止対策を徹底すること。
- ⑩ 入場場所に、講じている感染予防対策を掲示すること。

### ※具体的な掲示内容

- ・利用制限区域からの参加の利用制限について
- ・検温、手指消毒、マスク着用について
- ・禁煙について
- ・飲食について
- ・国、県の提供アプリの活用の呼びかけについて
- ・対人距離の確保の対策方法と行動管理のための人員配置について

- ・その他必要な事項
- ・可能な限り、運営関係者のワクチン接種済みや陰性であること

## ウ 飲食を伴うイベント時の追加予防対策

飲食を伴うイベントを開催するに当たっては、アの「基本的予防対策」及びイの「イベント開催時の予防対策」に加え、次の予防対策を行うこと。

- ① 飲食用のスペースを設けること。スペースの間隔は 2m以上確保し、飲食時の感染防止策を行うこと。
  - ※飛沫防止パネル、消毒液やペーパータオル等の設置を行うこと。
  - ※消毒・清掃を定期的に行うこと。
- ② 過度な飲酒は禁止すること。
  - ※試飲程度は可とするが、事前に市と協議を行うこと。
- ③ 商品は個包装化を図り、食品衛生に十分配慮すること。
- ④ 調理及び販売に当たる店舗に従事する者は、感染予防対策(フェイスシールド・手袋・マスク等の装着)をすること。
- ⑤ 参加者が 100 人を超える場合は事前に市と協議を行うこと。
- ⑥ 飲食中に会話等をする時は、マスクの着用などの飛沫拡散防止対策の徹底をすること。

## 4 その他

本ガイドラインに定めのない事項について疑義が生じたときは、市と協議を行うこと。